

○環境省告示第五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第二号ホ(2)及び第六条の五第一項第二号チの規定に基づき、水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法を次のように定め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項第二号ホ(2)の水銀使用製品産業廃棄物に係る環境大臣が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

二 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように

必要な措置が講じられている方法

2 令第六条第一項第二号ホ(2)（令第六条の五第一項第二号チの規定によりその例によることとされる場合を含む。）の水銀含有ばいじん等並びに令第二条の四第五号へ、チ(1)及びル(1)に掲げる廃棄物に係る環境大臣が定める方法は、ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法とする。